

2022年度 BSACトレーニング・ツアー・イベント傷害保険加入申込票

記入日: 年 月 日

BSAC JAPAN 事務局 御中

保険契約についての重要な事項に関する説明書類を受け取り、加入内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。以下太枠内にご記入いただき、BSAC JAPAN事務局までご返送頂きますようお願いいたします。(スキャンデータのメール、FAX、郵送 可)
ご加入内容の詳細につきましては別途パンフレットをご参照ください。

<ご提出先>

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町13 サンビル4F BSAC JAPAN 事務局

TEL: 03-5297-5656 / FAX: 03-5297-5657 / E-mail: insurance@bsac.jp

ご希望の保険期間	2022年 月 日 午後4時から1年間			
ダイブセンター名・法人名 メンバー氏名	法人の場合は法人名、個人事業主の方はダイブセンター名をご記入ください。フリーメンバーの方はご本人氏名をご記入ください。			
住所	〒 -			
BSACダイブセンターNo.				
トレーニング・ツアー・イベント傷害保険	下記1.2の項目でそれぞれチェックボックスに✓を入れ、必要事項をご記入ください。			
	1.希望する補償内容のコースを以下のAからCから選んでチェックを入れてください。			
		□	□	□
	受講生	補償項目	Aコース	Bコース
		傷害死亡・後遺障害保険金額	5,000千円	10,000千円
		傷害入院保険金日額	2,000円	4,000円
		傷害手術保険金	入院中: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外: 傷害入院保険金日額の5倍	
		傷害保険金日額	1,000円	2,000円
			2,000円	2,000円
	2.希望する人数プランを以下の①～⑤から選んでチェックを入れてください。			
	人数	Aコース	Bコース	Cコース
□	①4人の場合(受講生4名)	39,600円	79,200円	132,560円
□	②8人の場合(受講生8名)	79,200円	158,400円	265,120円
□	③12人の場合(受講生12名)	118,800円	237,600円	397,680円
□	④16人の場合(受講生16名)	158,400円	316,800円	530,240円
□	⑤その他の人数(4名以上)	9,900円×人数	19,800円×人数	33,140円×人数
■上記⑤の人数プランを選択の方				
<div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> コース 受講生 <input type="text"/> 名 金額 <input type="text"/> 円 </div>				
お振込み先	<input type="checkbox"/> 三菱UFJ銀行 神田駅前支店 普通預金 0259034 カブシキガイシャ ビーエスエーシー <input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行 店番408 普通預金 0833780 カ)ビーエスエーシー *お振込み手数料は、ご加入者の負担とさせていただきます。			
入金予定日	年 月 日			
本保険に関してのお客様の連絡先(担当部署)	TEL(携帯電話でも可):		担当者名:	
<small>本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえ申し込みください。 【個人情報の取扱いについて】 この保険契約に関する個人情報は、あいおいニッセイ同和損保がこの保険引受の審査及び履行のために利用するほか、あいおいニッセイ同和損保およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法律等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報などの利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。あいおいニッセイ同和損保の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、あいおいニッセイ同和損保ホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。 ご加入にあたってはBSAC総合補償制度のご案内(パンフレット)をご参照ください。また、ご記入いただいた加入申込票の記載事項のうち※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。加入申込票の※印以外の項目につきましても、事実を正確に記載ください。</small>				